

### 9 - 6 連続式蒸留機の設備を有する製造場数及び基数

製 造 場 数	11 場
基 数	11 基

調査時点：平成16年3月31日

### 9 - 7 酒母及びもろみの製造場数

(単位 場)

種 類	製 造 場 数	左 の うち 休 造 場 数
酒 母	40	7
も ろ み	45	11

調査時点：平成16年3月31日

用語の説明： 1 酒母とは、 酵母で含糖質物を発酵させることができるもの、 酵母を培養したもので、含糖質物を発酵させることができるもの及び これらにこうじを混和したものをいう。  
 2 もろみとは、酒類の原料となる物品に発酵させる手段を講じたもので、こす又は蒸留する前のものをいう。

### 9 - 8 みなし製造場数

(単位 場)

	びん詰のためのもの		販 売 の 便 宜 の た め の も の	輸 出 の た め の も の	その他のもの 〔から までに〕 〔該当しないもの〕		計	う ち 実 蔵 置 場 数
	自己の製造した酒類のびん詰	共同のびん詰場			設置許可を受けたもの	設置許可を受けないもの		
清 酒	8	6	-	21	27	-	62	49
合 成 清 酒	1	1	-	8	3	-	13	2
しょうちゅう	甲 類	1	-	16	4	-	21	-
	乙 類	2	3	-	19	12	-	36
み り ん	3	1	-	10	8	-	22	3
ビ ー ル	-	-	-	22	4	-	26	10
果 実 酒 類	-	2	-	42	13	-	57	1
ウ イ ス キ ー 類	-	-	-	44	7	-	51	2
ス ビ リ ッ ツ 類	-	-	-	23	8	-	31	2
リ キ ュ ー ル 類	2	3	-	22	15	-	42	3
雑 酒	-	-	-	31	10	-	41	1
計	16	17	-	258	111	-	402	74
う ち 実 蔵 置 場 数	8	6	-	23	37	-	74	-

調査対象等：酒税法第28条第6項の規定により、製造場とみなされた蔵置場数を平成16年3月31日現在で示したものである。